

大代東町内会ホームページ管理委員会規程

(名称)

第1条 ホームページの名称は、大代東町内会と称する。

(目的)

第2条 ホームページを立ち上げ及び、その後の管理を適正に行い長期にわり管理と運営を行うため、委員会を組織する。

(委員の組織)

第3条 委員会の委員は、町内会会員、町内会会長及び町内会役員から選任7名から10名程度で組織する。

2 委員の選任は、町内会の会長が選任を行う。また、自薦他薦を問わず、委員はホームページ等のシステムに精通した人を選任を行う。

3 委員は、任期途中であっても選任することができる。また、特別な理由により辞退は任期途中で出来る。

(組織)

第4条 組織の会長として、町内会長の職にある者があたる。

2 副会長は、委員の互選により選出する。その他の委員は対等な関係のもと、協力し運営管理を行うこととする。

(任期)

第5条 委員の任期は、町内会役員の任期と同じく2年とする。ただし、新しく選任された場合でも、先に選任された委員との任期期間とする。

2 委員になる加入や退任等は本人の意思を尊重し認め合うこととする。

(委員の責務)

第6条 委員は原稿集めや、ホームページに掲載内容に関する事案等を積極的収集することとする。

2 原稿の掲載については、委員の共有とすることであり、会長をはじめ委員の同意が必要とする。

1 共有時間等が取れない場合は、後日原稿等に関する説明し了解を得るものとする。

(会議)

第7条 委員会は、2ヶ月に1回程度の会議を開催し、反省と計画や方向性について話し合うことが理想であり、必要あれば臨時に開催するものとする。

2 会議の座長は、会長になる。ただし会長が不在の場合は、副会長が努める。

3 会長、副会長が欠席の場合は、出席した会員の同意で座長を決め、その方が会議を進める。

4 会議とは別に、第8条に基づく入力は、月2回を目標とし、月中半と月末とする。入力の内容により変更もできる。

(掲載内容)

第8条 掲載については、町内会及び会員の利益となる事案とする。また、公的機関による町内会会員の必要とする事案。及び会員の方が知り得た情報の寄稿等が有り、その内容を把握し、委員会で審査、選択し掲載するものとする。

2 町内会会則をはじめその他関係する規則、規程、要綱等。

3 会員への総会案内と総会議決の総会資料及び、役員構成と役員会議に関する報告、「防災・大代東」の作成。

4 健康教室、グラウンドゴルフ大会、里山散策、夏祭り等町内会の事業関係の計画や報告。

5 その他、第一百寿会、大代コミュニティ推進協議会・婦人会・婦人防火クラブ・大代地区防災対策協議会・大代防犯協議会等町内会に関する団体の事業など。

6 市役所、東豊中学校、東小学校の行事計画や報告。

7 柏幼稚園、恵愛ホームの行事計画や報告

(会員関係の掲載内容)

第9条 会員に関する記載は、会員が公平な扱いを受けるべきである。

2 その内容は、内容に関する意見と同意を受けることが大原則である。

3 会員の関係する、幼稚園、事業所、個人で開業する理髪店等の紹介記載とし、記載内容の原稿は、各自作成を原則とする。また、内容の更正は、年2回が理想とする。

2 会員が寄稿する、旅行、家庭菜園、園芸等広く採用出来るよう選考し、委員会で一部訂正すること可とする。

(掲載内容等の承認等)

第10条 第7条、第8条掲載内容については全て、承認か同意を得ること。

2 個人情報に関すると思われる事案等は、本人同意を受けのものとする。

3 関係する関係機関のデーターはメールの送信の手段を行うこととする。

付 則

この規程は、平成27年 5月 日から施行する。